

議案第11号

鳥取県町村職員退職手当組合格約を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、次のおり鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を変更する協議をすることについて、同法第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月11日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合格約（昭和36年告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表八頭郡の項中「郡家町 船岡町 八東町」を削り、「八頭町」を加え、西伯郡の項中「淀江町」を削る。

附 則

この規約は、平成17年3月31日から施行する。